

議案第106号

つくば市産業振興センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年12月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市産業振興センター条例の一部を改正する条例

つくば市産業振興センター条例（平成20年つくば市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「5年」を「3年」に改める。

別表中

「

コワーキングスペース	1時間当たり	300円
	1日当たり	1,500円
	1月当たり	18,000円

を

」

「

コワーキングスペース (自由席)	1時間当たり	300円
	1日当たり	1,500円
	1月当たり	15,000円

に改める。

コワーキングスペース (指定席)	1月当たり	18,000円
---------------------	-------	---------

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年4月1日前に事業支援室の利用の許可を受けた者であって、同日まで継続して事業支援室の利用の許可を受けている者についてのこの条例による改正後のつくば市産業振興センター条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「3年」とあるのは「5年」とする。

(準備行為)

- 3 改正後の条例の規定によるコワーキングスペース、会議室及び事業支援室の利用の許可その他改正後の条例の施行に関し必要な行為は、令和3年4月1日前においても行うことができる。

(提案理由)

つくば市産業振興センターの事業支援室の最長利用期間を短縮するとともに、コワーキングスペースの料金体系を自由席と指定席に区分するため、この条例案を提出するものである。

つくば市産業振興センター条例（平成20年つくば市条例第38号）新旧対照表

改正後	改正前																																			
<p>第1条—第6条（略）</p> <p>（事業支援室の利用期間の延長）</p> <p>第7条 市長は、事業支援室の利用の許可（次項において準用する前条第1項の許可を含む。）を受けた者（以下「事業支援室の利用者」という。）の申請により、必要があると認めるときは、事業支援室の利用期間を延長することができる。ただし、事業支援室の利用期間は、通算して<u>3年</u>を超えることができない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第8条—第18条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">コワーキングスペース (自由席)</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>1日当たり</td> <td style="text-align: right;">1,500円</td> </tr> <tr> <td><u>1月当たり</u></td> <td style="text-align: right;"><u>15,000円</u></td> </tr> <tr> <td>コワーキングスペース (指定席)</td> <td>1月当たり</td> <td style="text-align: right;">18,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	施設名	単位	使用料の額	コワーキングスペース (自由席)	1時間当たり	300円	1日当たり	1,500円	<u>1月当たり</u>	<u>15,000円</u>	コワーキングスペース (指定席)	1月当たり	18,000円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第1条—第6条（略）</p> <p>（事業支援室の利用期間の延長）</p> <p>第7条 市長は、事業支援室の利用の許可（次項において準用する前条第1項の許可を含む。）を受けた者（以下「事業支援室の利用者」という。）の申請により、必要があると認めるときは、事業支援室の利用期間を延長することができる。ただし、事業支援室の利用期間は、通算して<u>5年</u>を超えることができない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第8条—第18条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">コワーキングスペース</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>1日当たり</td> <td style="text-align: right;">1,500円</td> </tr> <tr> <td>1月当たり</td> <td style="text-align: right;">18,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	施設名	単位	使用料の額	コワーキングスペース	1時間当たり	300円	1日当たり	1,500円	1月当たり	18,000円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
施設名	単位	使用料の額																																		
コワーキングスペース (自由席)	1時間当たり	300円																																		
	1日当たり	1,500円																																		
	<u>1月当たり</u>	<u>15,000円</u>																																		
コワーキングスペース (指定席)	1月当たり	18,000円																																		
(略)	(略)	(略)																																		
(略)	(略)	(略)																																		
施設名	単位	使用料の額																																		
コワーキングスペース	1時間当たり	300円																																		
	1日当たり	1,500円																																		
	1月当たり	18,000円																																		
(略)	(略)	(略)																																		
(略)	(略)	(略)																																		